

証券コード 7538
2024年6月5日

株 主 各 位

大阪市福島区野田一丁目1番86号
大阪市中央卸売市場内株式会社 大 水
代表取締役社長執行役員 山 橋 英 一 郎

第89回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第89回定時株主総会を下記により開催いたしますのでご出席くださいますよう、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面（郵送）又はインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、3ページから4ページのご案内に従って、2024年6月20日（木曜日）午後4時までには議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|-----------------|--|
| 1. 日 時 | 2024年6月21日（金曜日）午前10時 |
| 2. 場 所 | 大阪市福島区野田二丁目13番9号
大水野田ビル3階 当社会議室 |
| 3. 目的事項
報告事項 | 1. 第89期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第89期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）
計算書類報告の件 |

決議事項
議 案

取締役7名選任の件

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

4. 電子提供措置に関する事項

当社は、法令及び当社定款第17条の規定に基づき、株主総会資料につき、電子提供措置をとっております。電子提供措置に関する事項は以下のとおりです。

当社ウェブサイト
株主総会ページ

<https://www.daisui.co.jp/ir/news/>



株主総会資料
掲載ウェブサイト

<https://d.sokai.jp/7538/teiiji/>



東京証券取引所ウェブサイト
東証上場会社情報サービス

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「大水」又は「コード」に当社証券コード「7538」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

以 上

~~~~~  
電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記の電子提供措置をとっている各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載させていただきます。

株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。



## 議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。  
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。  
議決権を行使する方法は、以下の3つがございます。



### 株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

開催日時

2024年6月21日（金）  
午前10時



### 書面（郵送）で議決権を行使される場合

議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2024年6月20日（木）  
午後4時到着分まで



### インターネットで議決権を行使される場合

次ページのご案内に従って、各議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限

2024年6月20日（木）  
午後4時入力完了分まで

## 議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

**議決権行使書** 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 XX 個

御中

××××年 ×月××日

スマートフォン用  
議決権行使  
ウェブサイト  
ログインQRコード

見本

○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○

こちらに議案の賛否をご記入ください。

#### 議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

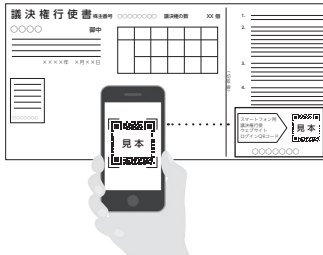
書面（郵送）により議決権を行使された場合において、各議案につき賛否の表示をされない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。書面（郵送）及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

# インターネットによる議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

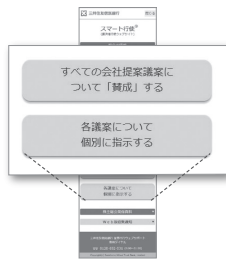
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

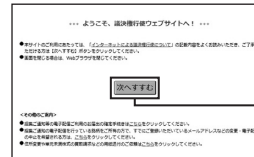
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

## 議決権行使コード・パスワードを入力する方法

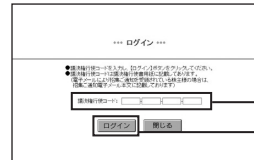
議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル  
電話番号：0120-652-031（フリーダイヤル）  
（受付時間 午前9時～午後9時）

株主総会参考書類

議案及び参考事項

議 案 取締役7名選任の件

取締役全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の一層の強化・充実を図るため、1名増員のうえ、取締役7名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者<br>番 号 | 氏 名                          | 現在の当社における地位、担当                      |
|------------|------------------------------|-------------------------------------|
| 1          | 山 橋 英 一 郎 【再任】               | 代表取締役社長執行役員営業本部長                    |
| 2          | 湯 上 信 元 【再任】                 | 取締役常務執行役員営業本部長補佐兼<br>経営企画室担当兼海外販売部長 |
| 3          | 児 島 實 【再任】                   | 取締役常務執行役員大阪鮮魚部門大阪<br>鮮魚統括兼大阪本場支社長   |
| 4          | 金 岡 正 倍 【新任】                 | 上席執行役員神戸支社長兼神戸東部支<br>社長             |
| 5          | 西 山 康 成 【新任】                 | 執行役員管理本部副本部長                        |
| 6          | 松 葉 知 幸 【再任】<br>【社外】<br>【独立】 | 社外取締役                               |
| 7          | 三 谷 拓 己 【再任】<br>【社外】         | 社外取締役                               |

【再任】 再任取締役候補者      【新任】 新任取締役候補者      【社外】 社外取締役候補者  
【独立】 証券取引所届出独立役員候補者

| 候補者<br>番 号                                                                                                                                           | 氏 名<br>( 生 年 月 日 )                                                 | 略歴、当社における地位、<br>担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 所有する当社の<br>株 式 の 数 |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|
| 1                                                                                                                                                    | <p>【再任】</p> <p>やま はし えい いち ろう<br/>山 橋 英 一 郎<br/>(1956年11月23日生)</p> | <p>1980年 4 月 日本水産株式会社（現株式会社ニッスイ）入社</p> <p>2009年 6 月 同社執行役員業務用食品部長</p> <p>2011年 3 月 同社執行役員食品事業副執行、業務用食品部長</p> <p>2016年 6 月 当社取締役常務執行役員</p> <p>2018年 6 月 当社取締役常務執行役員経営企画室担当</p> <p>2019年 6 月 当社代表取締役社長執行役員</p> <p>2022年 6 月 当社代表取締役社長執行役員営業本部長（現任）</p>                                                                                                                                                                                           | 89,135株            |
| <p><u>取締役候補者とした理由</u></p> <p>山橋英一郎氏は、水産業界における豊富な経験と専門性を有しており、当社の代表取締役社長執行役員として、当社の発展に貢献してまいりました。豊富な経験と専門性を活かし、引き続き当社の発展に寄与できるものとして、取締役候補者いたしました。</p> |                                                                    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |                    |
| 2                                                                                                                                                    | <p>【再任】</p> <p>ゆ がみ のぶ もと<br/>湯 上 信 元<br/>(1959年8月27日生)</p>        | <p>1983年 4 月 日本水産株式会社（現株式会社ニッスイ）入社</p> <p>2006年 3 月 同社関西水産営業部長</p> <p>2009年 6 月 当社執行役員営業本部長補佐</p> <p>2010年 4 月 当社常務執行役員営業本部長</p> <p>2013年 1 月 株式会社大分水産取締役（現任）</p> <p>2013年 6 月 当社取締役執行役員営業本部長</p> <p>2015年 6 月 当社取締役常務執行役員営業本部長</p> <p>2019年 5 月 株式会社京都興産取締役（現任）</p> <p>2019年 6 月 当社取締役常務執行役員経営企画室担当</p> <p>2022年 6 月 当社取締役常務執行役員営業本部長補佐兼経営企画室担当</p> <p>2024年 3 月 当社取締役常務執行役員営業本部長補佐兼経営企画室担当兼海外販売部長（現任）</p> <p>2024年 5 月 株式会社別府魚市取締役会長（現任）</p> | 37,181株            |
| <p><u>取締役候補者とした理由</u></p> <p>湯上信元氏は、水産業界において長年従事し、営業部門を中心に当社の発展に貢献してまいりました。豊富な経験と専門性を活かし、引き続き当社の発展に寄与できるものとして、取締役候補者いたしました。</p>                      |                                                                    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |                    |

| 候補者<br>番 号 | 氏 名<br>( 生 年 月 日 )                                                                                                                     | 略歴、当社における地位、<br>担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 所有する当社の<br>株 式 の 数 |
|------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|
| 3          | <b>【再任】</b><br>こ じ ま                      みのる<br>児   島                      實<br>(1955年12月15日生)                                        | 1974年 4 月    京都魚市場株式会社入社<br>2012年 4 月    当社大阪本場支社鮮魚 1 部長<br>2015年 6 月    当社執行役員大阪本場支社鮮魚部門統括兼鮮魚 1 部長<br>2016年 6 月    当社上席執行役員大阪本場支社長代行兼鮮魚 1 部長<br>2017年 4 月    当社上席執行役員大阪本場支社長兼鮮魚 1 部長<br>2017年 6 月    当社取締役上席執行役員大阪本場支社長兼鮮魚 1 部長<br>2019年 4 月    当社取締役上席執行役員大阪鮮魚統括兼大阪本<br>場支社長<br>2020年 6 月    当社取締役常務執行役員大阪鮮魚統括兼大阪本<br>場支社長<br>2021年 3 月    当社取締役常務執行役員大阪鮮魚部門大阪鮮魚<br>統括兼大阪本場支社長兼東部鮮魚部長<br>2022年 3 月    当社取締役常務執行役員大阪鮮魚部門大阪鮮魚<br>統括兼大阪本場支社長（現任） | 37,581株            |
|            | 取締役候補者とした理由<br>児島實氏は、当社において長年勤務し、大阪鮮魚統括として営業部門を中心に当社の発展に貢献し<br>てまいりました。当社における豊富な経験と営業面での専門性を活かし、引き続き当社の発展に寄<br>与できるものとして、取締役候補者いたしました。 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |                    |
| 4          | <b>【新任】</b><br>かな    おか    まさ    ひろ<br>金   岡   正   倍<br>(1962年 9 月 8 日生)                                                               | 1988年 2 月    神戸海産物株式会社入社<br>2012年 4 月    当社大阪本場支社鮮魚 3 部長<br>2018年 6 月    当社執行役員大阪本場支社鮮魚 3 部長<br>2019年 4 月    当社執行役員大阪鮮魚副統括兼大阪本場支社鮮<br>魚 3 部長<br>2021年 3 月    当社執行役員神戸支社長兼神戸東部支社長<br>2021年 6 月    当社上席執行役員神戸支社長兼神戸東部支社長<br>（現任）                                                                                                                                                                                                                  | 19,660株            |
|            | 取締役候補者とした理由<br>金岡正倍氏は、当社において長年勤務し、営業部門を中心に当社の発展に貢献してまいりました。<br>当社における豊富な経験と営業面での専門性を活かし、引き続き当社の発展に寄与できるものとし<br>て、取締役候補者いたしました。         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |                    |

| 候補者<br>番 号 | 氏 名<br>( 生 年 月 日 )                                                                                                                                                                                                                                                        | 略歴、当社における地位、<br>担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 所有する当社の<br>株 式 の 数 |
|------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|
| 5          | <b>【新任】</b><br><small>にし やま やす なり</small><br>西山 康 成<br>(1971年7月20日生)                                                                                                                                                                                                      | 1994年 4 月 当社入社<br>2020年 3 月 当社管理本部経理部長<br>2022年 7 月 当社管理本部副本部長兼事務管理部長<br>2023年 3 月 当社管理本部副本部長<br>2023年 6 月 当社執行役員管理本部副本部長（現任）                                                                                                                                                                                                                                                                | 12,388株            |
|            | <b>取締役候補者とした理由</b><br>西山康成氏は、当社において長年勤務し、当社の管理本部副本部長として当社の発展に貢献してまいりました。当社における豊富な経験と専門性を活かし、引き続き当社の発展に貢献できるものとして、取締役候補者といいたしました。                                                                                                                                          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |                    |
| 6          | <b>【再任】</b><br><b>【社外】</b><br><b>【独立】</b><br><small>まつ ば とも ゆき</small><br>松 葉 知 幸<br>(1951年3月10日生)                                                                                                                                                                        | 1978年 4 月 弁護士登録（大阪弁護士会）<br>1981年 4 月 松葉法律事務所（現松葉・中村法律事務所）設立<br>2002年 4 月 大阪弁護士会副会長<br>2003年 7 月 特定非営利活動法人消費者ネット関西理事<br>2004年 4 月 日本弁護士連合会代議員<br>2008年 4 月 近畿弁護士会連合会司法問題対策委員会委員長<br>2009年 4 月 大阪弁護士会司法改革推進本部本部長代行<br>2009年 6 月 当社社外取締役（現任）<br>2012年 4 月 日本弁護士連合会常務理事<br>2012年 6 月 特定非営利活動法人消費者ネット関西理事長（現任）<br>2015年 4 月 大阪弁護士会会長<br>2015年 4 月 日本弁護士連合会副会長<br>2021年 3 月 TOYO TIRE株式会社社外監査役（現任） | 一株                 |
|            | <b>社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要</b><br>松葉知幸氏は、社外取締役候補者であります。同氏は過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、弁護士として企業法務に精通しており、引き続き会社法及びコーポレートガバナンス・コードの期待する取締役会の経営監督機能を強化できるものと判断したため、社外取締役候補者といいたしました。また、同氏が選任された場合は、指名・報酬委員会の委員長として当社の取締役等の選解任に関する事項などについて、独立した客観的観点から関与いただく予定です。 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |                    |

| 候補者<br>番 号                                                                                                                                                                                                           | 氏 名<br>( 生 年 月 日 )                                                             | 略歴、当社における地位、<br>担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                        | 所有する当社の<br>株 式 の 数 |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|
| 7                                                                                                                                                                                                                    | <b>【再任】</b><br><b>【社外】</b><br>三谷拓己<br><small>みなみ たくみ</small><br>(1962年12月28日生) | 1985年 4 月 日本水産株式会社（現株式会社ニッスイ）入社<br>2012年 4 月 同社名古屋支社長<br>2020年 3 月 同社大阪支社長<br>2020年 6 月 当社社外取締役（現任）<br>2020年 6 月 日本水産株式会社（現株式会社ニッスイ）執行<br>役員大阪支社長<br>2022年12月 株式会社ニッスイ執行役員関西支社長（現任） | 一株                 |
| <u>社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要</u><br>三谷拓己氏は、社外取締役候補者であります。同氏は水産業界での豊富な経験に基づき、引き続き社外取締役として、当社経営に対するご意見やご指導が当社の発展に寄与できるものと期待したため、社外取締役候補者いたしました。また、同氏が選任された場合は、指名・報酬委員会の委員として当社の取締役等の選解任に関する事項などについて、客観的観点から関与いただく予定です。 |                                                                                |                                                                                                                                                                                     |                    |

- (注) 1. 三谷拓己氏は、株式会社ニッスイの執行役員関西支社長を兼務しております。当社は同社との間に商品の仕入れ等の取引があります。なお、他の候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 松葉知幸氏及び三谷拓己氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって松葉知幸氏が15年、三谷拓己氏が4年となります。
3. 松葉知幸氏及び三谷拓己氏は、当社との間で、会社法第427条第1項及び当社定款第23条第2項の規定により、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする契約を締結しております。両氏の再任が承認された場合、当社は両氏との間の上記責任限定契約を継続する予定であります。
4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者の業務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害を当該保険契約によって填補することとしております（ただし、法令違反の行為であることを認識して行った場合等を除く）。各候補者が取締役を選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
5. 当社は、松葉知幸氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏の再任が承認された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。

以 上

# 事業報告

( 2023年4月1日から  
2024年3月31日まで )

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### 1-1. 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の5類移行により経済・社会活動の正常化が進みました。訪日外国人数はコロナ禍前に近づきつつあり、訪日客の旅行消費額も大きく伸びました。また、個人の所得環境に改善が見られ、景気は緩やかに回復に向かいました。しかしながら、名目賃金の上昇を上回る物価高騰の影響で実質賃金は依然として減少傾向にあります。欧州・中東地域の政情不安や中国経済の先行き懸念など、海外景気の下振れがわが国の景気を下押しするリスクとなっております。

当水産流通業界におきましては、天然魚の漁獲量の減少や円安の加速により、魚価は高値圏で推移しております。食品全般の値上げに対する消費者の生活防衛意識の高まりから、家計の消費支出は減少傾向にあり、特に水産物消費への影響も大きくなっております。

このような状況のもと、当社グループでは、安全・安心な水産物を安定供給するという社会的使命を果たすべく、産地出荷者とのネットワークの強化等に努めてまいりました。

当連結会計年度の経営成績は、売上高は984億60百万円（前期比0.0%増）となりました。損益面では、営業利益は8億30百万円（前期比92.1%増）、経常利益は9億98百万円（前期比66.9%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は10億9百万円（前期比43.8%増）となりました。

各セグメントの経営成績は次のとおりであります。

#### 【水産物販売事業】

水産物販売事業については、市場営業部門の売上は外食・インバウンド需要の回復傾向が続いており、堅調に推移しました。鮮魚関係では、天然魚は大衆魚中心に水揚げが少なくスルメイカ・カレイ・タラなどは低調に推移しましたが、養殖物を中心にブリ・鮭・エビの売上が増加しました。塩冷関係では、カニが相場下落の影響により取扱数量は増加したものの売上は減少しました。一方でチリメン・シラス等の干魚類は取扱数量が増加し売上は前年を大きく上回りました。

市場外営業部門については、量販店をはじめとした小売業態等への売上は前年を上回りました。冷凍スリミは販売単価の下落により取扱数量は増加したものの、売上は減少となりました。

損益面については、市場営業部門は販売が堅調に推移し、粗利率の改善に努めたことにより増益となりました。市場外営業部門は一部商品の相場下落もあり減益でした。その結果、売上高は982億33百万円（前期比0.0%減）となり、セグメント利益は9億44百万円（前期比66.9%増）となりました。

#### 【冷蔵倉庫等事業】

冷蔵倉庫等事業は、保管料及び荷役作業収入の増加により売上高が2億76百万円（前期比12.4%増）となり、セグメント利益は22百万円（前期はセグメント利益0百万円）となりました。

セグメントの概況

（単位：百万円）

| 事業セグメント | 売上高    | 営業利益 |
|---------|--------|------|
| 水産物販売事業 | 98,233 | 944  |
| 冷蔵倉庫等事業 | 276    | 22   |
| 計       | 98,510 | 967  |
| 調整額     | △49    | △137 |
| 合計      | 98,460 | 830  |

- （注） 1. 売上高の調整額はセグメント間の内部売上高であります。  
2. 営業利益の調整額は主に各セグメントに配分していない全社費用であります。

### 1-2. 資金調達等についての状況

#### (1) 資金調達の状況

当連結会計年度の資金調達については特記すべき事項はありません。

#### (2) 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資については特記すべき事項はありません。

### 1-3. 直前三事業年度の企業集団の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

| 区 分                                 | 2020年度<br>第 86 期 | 2021年度<br>第 87 期 | 2022年度<br>第 88 期 | 2023年度<br>第89期(当期) |
|-------------------------------------|------------------|------------------|------------------|--------------------|
| 売 上 高                               | 114,239          | 88,788           | 98,458           | 98,460             |
| 経常利益又は経常損失(△)                       | 46               | △119             | 598              | 998                |
| 親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失(△) | 653              | △18              | 701              | 1,009              |
| 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)           | 47円73銭           | △1円38銭           | 52円46銭           | 75円00銭             |
| 純 資 産                               | 7,673            | 7,554            | 8,232            | 10,042             |
| 総 資 産                               | 20,165           | 21,070           | 22,488           | 24,745             |
| 1株当たり純資産額                           | 580円12銭          | 567円01銭          | 613円68銭          | 744円46銭            |

(注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により算出しております。

2. 1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

### 1-4. 対処すべき課題

#### (1) 経営方針・経営戦略等

当社グループは、「企業理念」並びに「経営理念」の下、水産物販売事業を中核とし、冷蔵倉庫事業など食料品に関する多様な事業を営んでおります。

水産物販売事業では、卸売市場法に基づき、京阪神地区を中心とした卸売市場において水産物卸売会社として、集荷・分荷・価格形成等を公正かつ透明性をもって行い、生鮮食料品等を安定して供給する食品流通の核としての役割を担っております。

当社グループの属する水産流通業界は、海洋環境や気候変動等の影響により水産物の漁獲状況が増減するなど様々な要因が業績に影響しております。また消費者のライフスタイルの変化とともに水産物に求められるものが変わってきております。

こうした環境下で、国内の水産物消費は減少傾向が続いていますが、海外での需要は高まっています。

当社グループは、こうした水産物の調達面と流通面の変化を捉えて、水産物流通の核としての役割は堅持しつつ、様々な環境の変化を予測し、スピードをもって対処することで、新たな需要の開拓や付加価値の向上に努めてまいります。

### 『企業理念』

大水グループは、自然の恵みに感謝し、古（いにしえ）からの食文化を守り、新たな食の創造に挑戦していきます

＜企業理念に込めた思い＞

水産資源の持続的利用と地球環境の保全につながる思い

⇒「自然の恵みに感謝する」

歴史ある日本の食文化の伝統や卸売市場の役割を支えていきたい思い

⇒「古（いにしえ）からの食文化を守る」

様々な環境変化を先取りし、食を通じて人々の健康と幸福に貢献したい思い

⇒「新たな食の創造に挑戦する」

### 『経営理念』

①水産物流通の担い手として誇りを持ち、人々の健康と幸福に貢献します。

②企業も社員も常に質の向上を目指し、変革を推進していきます。

③社員全員が働きがいの持てる企業を創っていきます。

④企業として顧客、仕入先、株主など関係者からの期待に応え、社会的信頼を高めます。

⑤関西を基盤に世界を視野に入れた活動をしていきます。

#### (2) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社グループでは、成長性と収益性を確保するという観点から、企業収益の基本的な指標となる「売上高」、「営業利益」及び「経常利益」を重要な指標として位置づけております。

なお、当社グループが目指す2025年度の数値目標は、「(3) 経営環境及び優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題」に記載のとおりであります。

#### (3) 経営環境及び優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当社グループの中心となる水産物卸売業を取り巻く環境は、大変厳しい状況が続いております。水産物流通の多様化により卸売市場を経由した取扱量が減少しているほか、海洋環境の変化などから天然魚の漁獲が不安定になっております。また、消費者ニーズの変化により水産物消費の減少傾向が続いております。

一方、健康志向の高まりや魚のおいしさが見直されつつあるなど、水産物に対する潜在需要は存在します。また世界での水産物の生産量は中長期的には増加傾向にあり、水産業は成長産業と認識しております。

水産資源の持続的な利用と水産業界の健全な発展に資するため、水産流通適正化法が2022年12月から施行されています。アワビ、ナマコの漁獲者の情報が小売まで伝達されるようになり、今後は太平洋クロマグロにも対象が拡大される予定です。当社は水産流通企業として、上記法令に適切に対応していきます。また、今年4月から始まった「物流の2024年問題」によって、貨物の輸送能力不足や物流コストの上昇が今後懸念されます。当社グループは、生産

者及び運送事業者と連携を取ることで、物流問題解消に向けて適切に対処していきます。

当社グループは、水産物卸売業を取り巻く様々な環境の変化に対応し、生産者と生活者の求めるものを最適につなぐ水産物を中心とした卸売企業として永続的な活動をすべく、＜2030年度のあるべき姿＞を描きました。その姿に到達するために、まず2023年度から2025年度に実行すべきテーマを定め、3カ年を対象とした＜中期経営計画＞を策定しております。

#### ＜2030年度のあるべき姿＞

『活き活きと水産物の価値をお客様に提供し続ける企業』

これは、卸売市場の強みを発揮し、水産物卸として様々なお客様の要望に応え、水産物の価値をお届けしていること、また従業員一人一人が挑戦的・主体的に活き活きと仕事に取り組んでいる状態を表しています。

#### ＜中期経営計画＞

2030年度のあるべき姿を基に、実現のための4つのポイントと2025年度の数値目標を定め取り組んできました。その結果、2023年度は営業利益及び経常利益については、2025年度の目標を上回ることができました。引き続き、4つのポイントへの取り組み推進を図り、売上高及び安定的な利益確保に努めていきます。

#### ポイント

- ① 関西で確固たる基盤を有し世界の水産市場をターゲットに販売していく
  - ・社内組織の連携を図り、顧客視点で原料（産地）、加工、顧客を最適につなぐ仕組みを多くつくる
  - ・海外販売取引の拡充を図る
- ② 収益力を高めて、質の向上を図る
  - ・生産性を高めローコストで運営できる業務体制(業務変革と個人の能力の向上)にする
- ③ より挑戦的・主体的に取り組む組織風土のもと、より働き甲斐のある企業を目指す
  - ・新しい人事賃金制度の運用と定着を行う
- ④ ステークホルダーから信頼される企業を目指す
  - ・コンプライアンス・ガバナンス体制の強化を継続する
  - ・環境や安全・安心への取り組みを行い、広報・社会貢献活動を充実させる

#### 2025年度 数値目標（連結ベース）

|      |         |
|------|---------|
| 売上高  | 1,040億円 |
| 営業利益 | 690百万円  |
| 経常利益 | 790百万円  |

1-5. 企業集団の主要な事業セグメント（2024年3月31日現在）

| 事業      | 事業内容                             |
|---------|----------------------------------|
| 水産物販売事業 | 中央卸売市場を主要拠点として水産物等の販売事業を行っております。 |
| 冷蔵倉庫等事業 | 水産物の物流拠点として冷蔵倉庫事業を行っております。       |

1-6. 主要な営業所及び使用人の状況

(1) 企業集団の主要拠点等（2024年3月31日現在）

| 会社名        | 営業所名      | 所在地     |
|------------|-----------|---------|
| 当 社        | 本社・大阪本場支社 | 大阪市福島区  |
|            | 東部支社      | 大阪市東住吉区 |
|            | 北部支社      | 大阪府茨木市  |
|            | 京都支社      | 京都市下京区  |
|            | 神戸支社      | 神戸市兵庫区  |
|            | 神戸東部支社    | 神戸市東灘区  |
| 株式会社京都興産   | 本社        | 大阪市北区   |
| 丸魚食品株式会社   | 本社        | 京都市南区   |
| 株式会社大分水産   | 本社        | 大分県大分市  |
| 株式会社別府魚市   | 本社        | 大分県別府市  |
| 大阪東部冷蔵株式会社 | 本社・物流センター | 大阪市東住吉区 |

(2) 使用人の状況（2024年3月31日現在）

①企業集団の使用人の状況

| 事業種類    | 使用人数       | 前連結会計年度末比増減 |
|---------|------------|-------------|
| 水産物販売事業 | 400名（121名） | 11名減（18名減）  |
| 冷蔵倉庫等事業 | 18名（8名）    | 1名減（1名増）    |
| 全社（共通）  | 6名（－）      | 1名増（－）      |
| 合 計     | 424名（129名） | 11名減（17名減）  |

（注） 1. 使用人数は、就業員数であり、パートタイマーは（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

2. 全社（共通）として記載されている使用人数は、特定のセグメントに区分できない部門に所属しているものであります。

②当社の使用人の状況

| 使用人数       | 前事業年度末比増減  | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|------------|------------|-------|--------|
| 318名（105名） | 12名減（17名減） | 45.9歳 | 20.3年  |

（注）使用人数は、就業員数であり、パートタイマーは（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

## 1-7. 重要な子会社の状況

| 会 社 名               | 出 資 比 率 | 主 要 な 事 業 内 容 |
|---------------------|---------|---------------|
| 株 式 会 社 京 都 興 産     | 100.0 % | 水産物販売事業       |
| 丸 魚 食 品 株 式 会 社     | 100.0   | 水産物販売事業       |
| 株 式 会 社 大 分 水 産     | 100.0   | 水産物販売事業       |
| 株 式 会 社 別 府 魚 市     | 100.0   | 水産物販売事業       |
| 大 阪 東 部 冷 蔵 株 式 会 社 | 100.0   | 冷蔵倉庫事業        |

## 1-8. 主要な借入先及び借入額 (2024年3月31日現在)

| 借 入 先                   | 借 入 残 高   |
|-------------------------|-----------|
| 農 林 中 央 金 庫             | 1,100 百万円 |
| 株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行   | 850       |
| 三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社 | 350       |

(注) 借入残高には、当社が発行した社債の引受残高が含まれております。

## 1-9. 剰余金の配当等の決定に関する方針

配当政策に関する基本方針は、業績が消費動向に大きく影響される特質を踏まえたうえで、将来に向けた安定的な収益基盤づくりのために内部留保の充実を図り、株主の皆様へ安定した配当を継続的に行うこととしております。

剰余金の配当は期末配当の年1回を基本的な方針としており、上記政策に基づき取締役会で配当を決議しております。

なお、当事業年度の期末配当については1株当たり6円（記念配当1円含む）とすることを決議いたしました。

## 1-10. その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 株式に関する事項

### 2-1. 上位10名の株主の状況 (2024年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 47,800,000株
- (2) 発行済株式の総数 13,774,819株
- (3) 株主数 3,688名

## (4) 大株主の状況 (上位10名)

| 株 主 名           | 持 株 数                   | 持 株 比 率                |
|-----------------|-------------------------|------------------------|
| 株 式 会 社 ニ ッ ス イ | 4,303 <small>千株</small> | 31.90 <small>%</small> |
| 株 式 会 社 極 洋     | 1,180                   | 8.75                   |
| 農 林 中 央 金 庫     | 694                     | 5.14                   |
| 大 水 従 業 員 持 株 会 | 518                     | 3.84                   |
| 二 チ モ ウ 株 式 会 社 | 450                     | 3.33                   |
| 中 部 水 産 株 式 会 社 | 259                     | 1.91                   |
| 寶 船 冷 蔵 株 式 会 社 | 225                     | 1.67                   |
| 利 州 株 式 会 社     | 215                     | 1.59                   |
| 大 起 産 業 株 式 会 社 | 196                     | 1.45                   |
| 水 野 直 明         | 160                     | 1.18                   |

- (注) 1. 当社は、自己株式を上位10位以内に該当する285,154株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。
3. 持株数は千株未満を切り捨てて表示しております。

## 2-2. 事業年度中に会社役員（会社役員であった者を含む）に対して職務執行の対価として交付された株式に関する事項

当社は、取締役（社外取締役を除く）及び執行役員に対し、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を高めることを目的として譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。

当事業年度中に譲渡制限付株式報酬として交付した株式は、下記のとおりであります。

|               | 株式数     | 交付を受けた者の人数 |
|---------------|---------|------------|
| 取締役（社外取締役を除く） | 44,348株 | 4名         |

(注) 上記に加えて、取締役でない執行役員8名に対し29,784株を割り当てております。

## 3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

## 4. 会社役員に関する事項

### 4-1. 会社役員の状況 (2024年3月31日現在)

| 氏 名       | 地 位                      | 担 当                                               | 重 要 な 兼 職 の 状 況                                                                 |
|-----------|--------------------------|---------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------|
| 山 橋 英 一 郎 | 代 表 取 締 役<br>社 長 執 行 役 員 | 営 業 本 部 長                                         |                                                                                 |
| 湯 上 信 元   | 取 締 役<br>常 務 執 行 役 員     | 営 業 本 部 長 補 佐<br>兼 経 営 企 画 室 担 当<br>兼 海 外 販 売 部 長 | 株 式 会 社 京 都 興 産 取 締 役<br>株 式 会 社 大 分 水 産 取 締 役<br>株 式 会 社 別 府 魚 市 代 表 取 締 役 社 長 |
| 児 島 實     | 取 締 役<br>常 務 執 行 役 員     | 大 阪 鮮 魚 部 門<br>大 阪 鮮 魚 統 括<br>兼 大 阪 本 場 支 社 長     |                                                                                 |
| 片 野 博 雄   | 取 締 役<br>常 務 執 行 役 員     | 管 理 本 部 長                                         | 株 式 会 社 京 都 興 産 監 査 役<br>丸 魚 食 品 株 式 会 社 監 査 役                                  |
| 松 葉 知 幸   | 取 締 役                    |                                                   | 弁 護 士 (松 葉 ・ 中 村 法 律 事 務 所)<br>TOYO TIRE株 式 会 社 社 外 監 査 役                       |
| 三 谷 拓 己   | 取 締 役                    |                                                   | 株 式 会 社 ニ ュ ス イ 執 行 役 員 関 西 支 社 長                                               |
| 齋 藤 守     | 常 勤 監 査 役                |                                                   |                                                                                 |
| 百 々 季 仁   | 監 査 役                    |                                                   | 公 認 会 計 士<br>株 式 会 社 エ ー ス ア ド バ イ ザ リ ー 代 表 取 締 役                              |
| 田 中 豊     | 監 査 役                    |                                                   | 株 式 会 社 極 洋 取 締 役 大 阪 支 社 長                                                     |

- (注) 1. 取締役松葉知幸氏及び三谷拓己氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役齋藤守氏、百々季仁氏及び田中豊氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 監査役百々季仁氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 当社は、取締役松葉知幸氏及び監査役百々季仁氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出をしております。
5. 株式会社京都興産、丸魚食品株式会社、株式会社大分水産及び株式会社別府魚市は、当社の子会社であります。
6. 当社は、株式会社ニッスイ及び株式会社極洋との間に営業上の取引があります。  
また、当社は、松葉・中村法律事務所、TOYO TIRE株式会社及び株式会社エースアドバイザーとの間には記載すべき特別の関係はありません。
7. 監査役小山内雄彦氏は、2023年6月23日開催の第88回定時株主総会終結の時をもって、辞任により退任いたしました。

#### 4-2. 補償契約に関する事項等

該当事項はありません。

#### 4-3. 役員等賠償責任保険契約に関する事項

当社は、当社及び当社子会社の取締役、監査役、執行役員、会計監査人、重要な使用人を被保険者として会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。

当該保険契約により、被保険者が業務の執行に関し提起される株主代表訴訟、会社訴訟、その他の第三者訴訟について、発生する損害を填補することとしております（ただし、法律違反の行為であることを認識して行った場合等を除く）。

なお当該保険契約の保険料は、全額を当社が負担しております。

#### 4-4. 取締役、監査役ごとの報酬等の総額

（単位：百万円）

| 区 分 | 支給人数 | 報酬等の種類別の額 |         |        | 報酬等の総額   |
|-----|------|-----------|---------|--------|----------|
|     |      | 基本報酬      | 業績連動報酬等 | 非金銭報酬等 |          |
| 取締役 | 7名   | 109（59）   | 32（12）  | 13（13） | 155（85）  |
| 監査役 | 4名   | 19（19）    | —       | —      | 19（19）   |
| 計   | 11名  | 128（78）   | 32（12）  | 13（13） | 174（104） |

- （注）1. 上記には、2023年6月23日開催の第88回定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役1名及び監査役1名が含まれております。
2. 取締役の報酬等の額には使用人兼務取締役の使用人分給与を含めて計算しておりますが、使用人分給与を含めない取締役の報酬等の額についても（ ）内に記載しております。
3. 取締役の報酬限度額は、2019年6月20日開催の第84回定時株主総会において年額3億30百万円以内（うち社外取締役分30百万円以内）と決議いただいております。なお、この報酬額には使用人兼務取締役の使用人分給与を含めております。
4. 非金銭報酬等は、当社の普通株式にかかる譲渡制限付株式報酬であります。2021年6月24日開催の第86回定時株主総会において、上記の取締役の報酬年額3億30百万円の範囲内にて、当社の取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を年額30百万円以内、その割り当てを受ける譲渡制限付株式の総数は年130,000株を上限として決議いただいております。
5. 監査役の報酬限度額は、1987年6月26日開催の第52回定時株主総会において月額4百万円以内と決議いただいております。

#### 4-5. 業績連動報酬等に関する事項

業績連動報酬等の業績指標は、事業年度ごとの営業利益及び経常利益であります。その理由は、当社グループが策定した経営計画において、収益性判断の重要な指標として当該指標を位置付けているためであります。業績連動報酬等の額の決定方法については、当該指標に基づき指名・報酬委員会が審議し、取締役会に答申し決定しております。また、その算定方法については、当社規定に

より定められた各職位の支給基礎額に対し、当該指標を基礎として計算した係数を乗じることで算出しております。なお、業績指標の目標については具体的に定めておりませんが、当事業年度に係る業績連動報酬等の算定に用いた業績指標の実績は、直近1年間の当該指標でありました。

#### 4-6. 非金銭報酬等に関する事項

当社は、取締役（社外取締役を除く）及び執行役員に対し、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を高めることを目的として譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。

当該譲渡制限付株式報酬として交付した株式の状況は、「2-2 事業年度中に会社役員（会社役員であった者を含む）に対して職務執行の対価として交付された株式に関する事項」に記載のとおりであります。

#### 4-7. 報酬等に関する定款の定め又は株主総会決議に関する事項

取締役の報酬等に関する株主総会の決議年月日は2019年6月20日であり、同日開催の第84回定時株主総会において年額3億30百万円以内（うち社外取締役分30百万円以内）と決議しております（この報酬には使用人兼務取締役の使用人分給与を含みます。）。なお、当該定めに係る取締役の員数は9名（うち社外取締役2名）であります。

また、2021年6月24日開催の第86回定時株主総会において、上記の取締役の報酬年額3億30百万円の範囲内にて、当社の取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を年額30百万円以内、その割り当てを受ける譲渡制限付株式の総数は年130,000株を上限として決議いただいております。なお、当該定めに係る取締役（社外取締役を除く）の員数は、6名であります。

監査役の報酬等については、監査役の協議により固定報酬のみとし、報酬の額を決定しております。また、監査役の報酬等に関する株主総会の決議年月日は1987年6月26日であり、同日開催の第52回定時株主総会において月額4百万円以内と決議しております。なお、当該定めに係る監査役の員数は3名であります。

#### 4-8. 各会社役員の報酬等の額又はその算定方法に係る決定方針に関する事項

＜役員の報酬等の額又は算定方法の決定に関する方針の決定方法＞

当社は2021年6月24日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等（この報酬等には使用人兼務取締役の使用人分給与を含みます。）の内容に係る決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について、指名・報酬委員会へ諮問し、答申を受けております。

＜当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等が方針に沿うものであると判断した理由＞

当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等については、社外取締役、社外監査役が過半数を占める指名・報酬委員会において厳正に審議されております。また指名・報酬委員会は、独立社外取締役が委員長を務めております。取締役会は、取締役の個人別の報酬等に関する指名・報酬委員会の答申が、当社規程に沿って適切に審議されたものと考えているため、指名・報酬委員会からの答申を尊重して決議を行っており、方針に沿うものであると判断しております。

＜役員の報酬等の額又は算定方法の決定に関する方針の内容＞

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

#### 1. 基本方針

当社の取締役の報酬等（この報酬等には使用人兼務取締役の使用人分給与を含みます。）は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう、一部に株主利益と連動した報酬を組み合わせることとし、個々の取締役の報酬等の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とします。具体的には、社外取締役を除く取締役の報酬等は、金銭による固定報酬としての基本報酬、業績に連動する賞与及び譲渡制限の付された当社株式（以下、「譲渡制限付株式」という）による報酬より構成するものとします。なお、取締役に対する監督機能を担う社外取締役については、その職責に鑑み、基本報酬のみとします。

また、取締役会の諮問機関として指名・報酬委員会を設置しております。同委員会の委員は3名以上の取締役及び監査役とします。同委員会は委員の過半数を社外役員で構成し、委員長を独立社外取締役としております。

2. 基本報酬（金銭による固定報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む）

取締役の基本報酬は、金銭による月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて業績や従業員給与の水準も考慮し、総合的に勘案して決定します。

3. 業績連動報酬等の内容及び額の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む）

業績連動報酬等は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため、営業利益及び経常利益を主要な業績指標として経営計画と整合するよう計画策定時に設定し、適宜、環境の変化に応じて指名・報酬委員会の答申を踏まえて見直しを行うものとします。また、業績連動報酬等は現金報酬とし、各事業年度の目標値に対する達成度合いに応じて算出された額を、賞与として毎年一定の時期に支給します。

4. 非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む）

非金銭報酬等は、中長期的な業績向上に対する意識を高めるため、毎年130,000株を上限とする株式報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて配分し、毎年一定の時期に交付するものとします。ただし、原則として任期満了による退任の時まで譲渡制限を付すものとし、取締役が解任される等、あらかじめ定める事由により退任する場合は、その取締役に割り当てられた譲渡制限付株式報酬を会社が無償で取得できるものとします。

5. 基本報酬、業績連動報酬等、非金銭報酬等のそれぞれの額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役の種類別の報酬等の割合は、基本報酬が7割程度、業績連動報酬等（賞与）が2割程度、非金銭報酬等（譲渡制限付株式報酬）が1割程度を目安とし、指名・報酬委員会で審議のうえ決定します。

#### 6. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬等の額については、取締役会から指名・報酬委員会に原案を諮問し、答申を得たうえで、答申の内容に従って決定するものとします。指名・報酬委員会に諮問する内容は、各取締役の基本報酬の額及び譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の額並びに各取締役の担当事業の業績を踏まえた賞与の評価配分とします。

#### 4-9. 各会社役員の報酬等の額の決定の委任に関する事項

該当事項はありません。

#### 4-10. その他会社役員に関する重要な事項

該当事項はありません。

#### 4-11. 各社外役員の主な活動状況等

| 区 分 | 氏 名     | 出 席 状 況 |         |          | 発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要                                                                                          |
|-----|---------|---------|---------|----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|     |         | 取締役会    | 監査役会    | 指名・報酬委員会 |                                                                                                                          |
| 取締役 | 松 葉 知 幸 | 17回/17回 | —       | 3回/3回    | 取締役会にて、必要に応じ弁護士として独立した観点から発言を行っております。また取締役等の選解任に関する事項などを審議し、取締役会に答申する指名・報酬委員会の委員長を務め、独立した客観的観点から経営陣の監督に務めております。          |
| 取締役 | 三 谷 拓 己 | 16回/17回 | —       | 3回/3回    | 取締役会にて、必要に応じ水産業界で培った豊富な経験・見地から発言を行っております。また、取締役等の選解任に関する事項などを審議し、取締役会に答申する指名・報酬委員会の委員を務め、客観的観点から経営陣の監督に務めております。          |
| 監査役 | 齋 藤 守   | 17回/17回 | 14回/14回 | 3回/3回    | 取締役会及び監査役会にて、主に金融業界で培った豊富な経験・見地から、必要に応じ発言を行っております。また、取締役等の選解任に関する事項などを審議し、取締役会に答申する指名・報酬委員会の委員を務め、客観的観点から経営陣の監督に務めております。 |
| 監査役 | 百 々 季 仁 | 17回/17回 | 14回/14回 | —        | 取締役会及び監査役会にて、必要に応じ公認会計士として独立した観点から発言を行っております。                                                                            |
| 監査役 | 田 中 豊   | 11回/13回 | 10回/10回 | —        | 2023年6月23日就任以降、取締役会及び監査役会にて、必要に応じ水産業界で培った豊富な経験・見地から発言を行っております。                                                           |

#### 4-12. 責任限定契約に関する事項

##### 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役（業務執行取締役等を除く）及び監査役の責任限定契約に関する規定を定款に設けております。

当該定款に基づき、当社が取締役松葉知幸氏、三谷拓己氏及び監査役の全員と締結した責任限定契約の内容の概要は次のとおりです。

##### ①取締役の責任限定契約

取締役は、本契約締結後、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、その職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負うものとする。

##### ②監査役の責任限定契約

監査役は、本契約締結後、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、その職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負うものとする。

#### 4-13. 社外役員の報酬等の総額

（単位：百万円）

| 支給人数 | 報酬等の種類別の額 |         |        | 報酬等の総額 | 子会社からの役員報酬等 |
|------|-----------|---------|--------|--------|-------------|
|      | 基本報酬      | 業績連動報酬等 | 非金銭報酬等 |        |             |
| 6名   | 25        | —       | —      | 25     | —           |

（注） 1. 使用人兼務取締役である社外役員はおりませんので、取締役の報酬等の額には使用人分給与は含まれておりません。

2. 上記には、2023年開催の第88回定時株主総会の終結の時をもって退任した監査役1名が含まれております。

#### 4-14. 記載内容についての社外役員の意見

該当事項はありません。

### 5. 会計監査人に関する事項

5-1. 名称 EY新日本有限責任監査法人

5-2. 辞任した又は解任された会計監査人に関する事項

該当事項はありません。

5-3. 現在の業務停止処分に関する事項

該当事項はありません。

#### 5-4. 過去2年間の業務停止処分に関する事項のうち、会社が事業報告の内容とすべきと判断した事項

該当事項はありません。

#### 5-5. 責任限定契約に関する事項

該当事項はありません。

#### 5-6. 補償契約に関する事項等

該当事項はありません。

#### 5-7. 会計監査人の報酬等の額

(単位：百万円)

|                                     | 支 払 額 |
|-------------------------------------|-------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額                 | 42    |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 42    |

- (注) 1. 当社監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、監査活動に係る体制・時間配分の妥当性、また前期監査の遂行状況や報酬見積りの相当性について確認・検討した結果、会計監査人の報酬等の額について会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

#### 5-8. 非監査業務の内容

該当事項はありません。

#### 5-9. 解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、会計監査人の変更が妥当であると判断した場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定します。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当し、解任が相当と認められる場合には、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

### 6. 業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項

#### 6-1. 決議の内容の概要

当社は、法令及び定款、社内諸規程を遵守し、経営の健全性、透明性、収益性、成長性を確保し、永続的に企業価値を高めていく上で、内部統制システムを重要な基盤として捉え内部統制の強化と、その有効性の継続的な運用を図っていきます。

＜内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況＞

- (1) 当社及び子会社の取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - ① 役職員の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するため、「企業理念」「経営理念」「大水行動規範」を制定し、役職員はこれを遵守する。
  - ② 「取締役会規則」をはじめとする社内諸規程を制定し、その徹底を図る。
  - ③ 当社法務担当部署をコンプライアンスの統括部署とし、コンプライアンス委員会においてコンプライアンス上の諸課題を審議すると共に、法務担当部署と同委員会は連携して役職員に対する教育研修を実施する。
  - ④ 役職員の職務執行の適切性を確保するため、社長直轄の内部監査室を設置する。内部監査室は「内部監査規程」に基づき当社及び子会社に対する監査を実施する。また、内部監査室は必要に応じて会計監査人と情報交換を行い効率的な内部監査を実施する。
  - ⑤ 当社及び子会社のコンプライアンスに係る内部通報及び相談窓口として、内部監査室及び社外の弁護士へのホットラインを設けると共に、役職員がコンプライアンスに係る意見を投書することができる投書箱を、当社及び子会社の全拠点に設置する。
  - ⑥ 「大水行動規範」に基づき、公共の秩序や安全を脅かす反社会的な勢力には毅然とした態度で臨み、不当な要求等を一切排除する。また、その行動指針となる、「反社会的勢力との取引排除規程」の整備を行う。
- (2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  - ① 取締役会議事録、稟議書、その他重要な書類等の取締役の職務執行に係る情報の取り扱いは、「文書管理規程」等の社内規程に基づき文書又は電磁的媒体に記録し、適切に保存及び管理する。
  - ② 当該文書の管理部署である総務担当部署は、取締役及び監査役の閲覧請求に対して、いつでもこれらの文書を閲覧に供する。
- (3) 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - ① 「リスクマネジメント規程」を制定のうえ、多様なリスクを可能な限り未然に防止するものとし、危機発生時の企業価値の毀損を極小化するための体制として、当社の社長及び執行役員で構成されるリスクマネジメント会議を設置し、当社及び子会社のリスクマネジメント推進に係る課題及び対応策を定期的に審議する。
  - ② 不測の事態や危機の発生時に当社及び子会社の事業継続を図るため「危機管理規程」を策定し、役職員に周知する。
- (4) 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - ① 定期の取締役会を原則として毎月1回開催するほか、機動的に意思決定を行うため臨時取締役会を開催するものとし、適切な職務遂行に支障を来たさぬ体制を確保する。
  - ② 当社の取締役会の下に執行役員で構成された経営会議を設置して定期的に開催するものとし、取締役会の意思決定に資するため、取締役会付議事項の事前検討を行うほか、取締役会で決定した方針及び計画に基づき、取締役会の指示、意思決定を執行役員に伝達する。また社長は執行役員に経営の現状を説明し、各執行役員は各自の業務執行状況の報告を行う。
  - ③ 当社の取締役会の下に執行役員及び子会社の社長で構成されたグループ経営会議を設置して定

期的に開催するものとし、当社社長は執行役員及び子会社の社長にグループ経営の現状を説明するほか、子会社における諸課題を審議する。

- ④ 日常の職務の遂行において、取締役会の決定に基づく職務の執行を効率的に行うため、「業務分掌規程」、「職務権限規程」等の社内諸規程に基づき、権限の委譲を行い、各レベルの責任者が意思決定ルールに則り業務を分担する。
- ⑤ 「関係会社管理規程」を制定し、子会社の取締役の職務の執行に関する意思決定、当社への報告等に関する手続きを定める。
- (5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
  - ① 「企業理念」「経営理念」「大水行動規範」を当社グループで共有し、グループとしての企業価値の向上と業務の適正を確保する。
  - ② 内部監査室による業務監査により、当社グループの業務全般にわたる内部統制の適正性と有効性を確保する。
  - ③ 当社より子会社に取締役及び監査役を派遣し、法令違反、不正行為の抑止、未然防止を図る体制を整備する。
- (6) 子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制  
「関係会社管理規程」において、子会社における経営上の重要事項の当社への報告を義務づける。また、グループ経営会議において、子会社社長から職務の執行状況の報告を受ける。
- (7) 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
  - ① 監査役の職務を補助すべき使用人は、必要に応じその人員を確保する。
  - ② 当該使用人が監査役の職務を補助すべき期間中の指揮権は監査役に委譲され、取締役の指揮命令を受けないことにより、その独立性を確保する。
  - ③ 当該使用人の人事評価については、監査役会の意見を尊重することにより、監査役からの指示の実効性を確保する。
- (8) 当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制その他の当社の監査役への報告に関する体制
  - ① 当社の監査役への報告事項は以下のとおりとする。
    - a) 取締役会及び経営会議並びにグループ経営会議で決議又は報告された事項
    - b) 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
    - c) 内部監査の実施状況及びその結果
    - d) 重大な法令違反等
  - ② 役職員は、当社の監査役の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行う。
  - ③ 当社及び子会社の内部通報制度の担当部署である内部監査室は、内部通報・相談の状況及び通報・相談された事案の内容について、定期的に当社の監査役に報告する。

- (9) 上記(8)の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制  
当社監査役に上記(8)の報告をした者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止すると共に、その旨を役職員に対する教育研修等を通じて周知徹底する。
- (10) 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項  
当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用を請求したときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要なないと認められる場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。
- (11) その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制  
①代表取締役及び内部監査室は、監査役と定期的に意見交換を行う。  
②監査役は、取締役会に出席するとともに、経営会議等重要な会議に出席することにより、重要な報告を受ける体制とする。  
③監査役会は定期的に会計監査人から監査の状況報告を受けることにより、監査環境を整備し監査の有効性、効率性を高める。
- (12) 財務報告の信頼性を確保するための体制  
内部統制委員会を設置し、代表取締役社長を委員長として財務報告の適正を確保するため、全社的な統制活動及び各業務のプロセスの統制活動を強化し、その運用体制を構築する。

＜反社会的勢力との取引排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況＞

- (1) 反社会的勢力との取引排除に向けた基本的な考え方  
①当社の行動規範、社内規程等に明文の根拠を設け、社長以下組織全員が一丸となって反社会的勢力の排除に取り組む。  
②反社会的勢力とは取引関係を含めて一切関係をもたない。また、反社会的勢力による不当要求は一切拒絶する。
- (2) 反社会的勢力との取引排除に向けた整備状況  
①「大水行動規範」の中に「反社会的勢力に対する姿勢」について明文化し、全職員の行動指針としている。  
②反社会的勢力の排除を推進するために人事法務部を統括管理部署とし、また、各支社に不当要求対応の責任者を設置している。  
③関係規程を整備し、反社会的勢力排除のための態勢構築に取り組んでいる。  
④取引先等についての反社会的勢力との関係確認を行っている。  
⑤反社会的勢力に該当するかどうかの確認を行うため、外部関係機関等から得た反社会的勢力情報を収集し、人事法務部にて一元管理している。  
⑥反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、企業防衛対策協議会、弁護士等の外部専門機関と密接な連携関係を構築している。  
⑦反社会的勢力対応マニュアルを作成し、職員に向け対応研修を実施している。

## 6-2. 体制の運用状況の概要

### (1) コンプライアンスに対する取り組み

管理担当取締役を委員長とするコンプライアンス委員会を原則として毎月1回開催し、当年度のコンプライアンスプログラムを決定のうえ、統括部署である人事法務部を中心にコンプライアンス上の課題解決に取り組んでおります。

具体的取り組みとして、当社独自の「コンプライアンス・ハンドブック」及び「コンプライアンスの手引」を作成して全従業員に配布しているほか、半期に1回、全従業員を対象にコンプライアンス研修会を実施し、コンプライアンス意識の向上に取り組んでおります。

また、内部監査室及び社外の法律事務所に内部通報窓口を設けるとともに、子会社を含め各拠点に懸案事項を匿名でも投書できる投書箱を設置し、従業員が内部通報しやすい環境を整えております。

そのほか、新たに施行された水産流通適正化法への対応として、業務の適法性を確保するため所管部署によるチェック体制を整備するとともに、内部監査室による監査を実施しました。

### (2) リスク管理に対する取り組み

「リスクマネジメント規程」に基づき、社長及び執行役員をもって構成するリスクマネジメント会議を四半期に1回開催し、当社グループとしての当年度のリスクマネジメント運営プログラムを決定のうえ、運営状況を審議、評価し、リスク回避策を講じております。これらの運営状況は取締役会にも報告しております。また、子会社でのリスク対策についても、年に2回、同会議に報告され、取組内容の評価を行っております。

リスクマネジメント会議の下部に、当社グループのリスク管理上、特に重要性が高いと判断した項目について「内部統制委員会」「コンプライアンス委員会」「債権管理委員会」「情報セキュリティ委員会」「安全衛生委員会」「品質管理委員会」の6委員会を設置しております。各委員会には責任担当役員を設け、役割および責任を明確にした上で、課題解決に取り組んでおります。

### (3) 職務執行の効率性の確保のための取り組み

「経営会議規程」に基づき、社長及び執行役員をもって構成する経営会議を毎月1回開催し、業務全般に対する方針を審議し、業績レビューを行っております。また、社長、執行役員、当社から子会社へ派遣した役員に子会社社長を加えたグループ経営会議を四半期に1回開催し、子会社の業務全般に対する方針を審議し、業績レビューを行い、グループ各社間の連携についても検討しております。これらの会議で審議した重要事項は取締役会に報告しております。

### (4) 業務の適正の確保のための取り組み

内部統制基本方針に基づき、当社グループは業務全般にわたる統制活動を強化し、業務の適正性及び財務報告の信頼性を確保するための体制を構築しております。

具体的には、内部統制委員会を設置し、統制活動を推進しており、内部統制基本方針に準じた各所管部署からの報告内容を検証し、内部統制システムの運用状況を評価しております。

さらに、内部監査室は全社的な統制活動、各業務プロセスの統制活動、およびIT全社統制の監査を実施し、内部統制委員会において財務報告に係る内部統制の適正性と有効性を評価しております。

(5) 監査役監査の実効性の確保のための取り組み

監査役は、監査役会規則に基づき監査方針・監査計画・職務の分担等を定め、監査役監査基準等に即して監査活動に当たっております。

各監査役は、取締役会への出席等により取締役・執行役員・従業員から職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、また常勤監査役からその監査の実施状況及び結果について報告を受けております。常勤監査役は、経営会議、グループ経営会議、リスクマネジメント会議等の重要な会議へ出席しているほか、主要な事業拠点・グループ会社への往査、重要な決裁書類の閲覧やヒアリング等の手法により監査を実施し、監査役会において報告を行っております。

会計監査人とのコミュニケーションでは、監査計画や各四半期決算のレビュー報告の聴取や意見交換を行う他、会計監査人の監査手続（往査等）に同行する等、連携に努めております。また、内部監査室については、内部監査計画や活動状況の説明を受ける他、常勤監査役との定期的な情報交換・意見交換を行ったり監査役の監査活動に帯同する等、監査役会・会計監査人・内部監査室を合わせた三者間の連携を図っております。

## 7. 株式会社の支配に関する基本方針に関する事項

該当事項はありません。

## 8. 特定完全子会社に関する事項

該当事項はありません。

## 9. 親会社等との間の取引に関する事項

該当事項はありません。

---

本事業報告中の記載金額は、表示数値未満の端数を切り捨てて表示しております。ただし、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失については、表示数値未満を四捨五入しております。

# 連結貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目         | 金 額    | 科 目             | 金 額    |
|-------------|--------|-----------------|--------|
| ( 資 産 の 部 ) |        | ( 負 債 の 部 )     |        |
| 流動資産        | 18,372 | 流動負債            | 11,437 |
| 現金及び預金      | 4,339  | 支払手形及び買掛金       | 7,934  |
| 受取手形        | 20     | 短期借入金           | 1,450  |
| 売掛金         | 8,987  | 1年内償還予定の社債      | 600    |
| 商品及び製品      | 4,755  | 1年内返済予定の長期借入金   | 350    |
| その他         | 284    | 未払金             | 431    |
| 貸倒引当金       | △14    | 未払法人税等          | 43     |
| 固定資産        | 6,372  | 賞与引当金           | 170    |
| 有形固定資産      | 2,607  | その他             | 457    |
| 建物及び構築物     | 719    | 固定負債            | 3,265  |
| 機械装置及び運搬具   | 125    | 長期借入金           | 500    |
| 器具及び備品      | 29     | 繰延税金負債          | 645    |
| 土地          | 1,723  | 再評価に係る繰延税金負債    | 276    |
| リース資産       | 10     | 役員退職慰労引当金       | 89     |
| 無形固定資産      | 87     | 退職給付に係る負債       | 1,262  |
| ソフトウェア      | 58     | その他             | 492    |
| 電話加入権       | 9      | 負 債 合 計         | 14,702 |
| その他         | 19     | ( 純 資 産 の 部 )   |        |
| 投資その他の資産    | 3,676  | 株主資本            | 8,015  |
| 投資有価証券      | 3,404  | 資本金             | 100    |
| 長期貸付金       | 55     | 資本剰余金           | 2,752  |
| 破産更生債権等     | 244    | 利益剰余金           | 5,234  |
| 固定化営業債権     | 951    | 自己株式            | △72    |
| 繰延税金資産      | 4      | その他の包括利益累計額     | 2,027  |
| その他         | 130    | その他有価証券評価差額金    | 1,640  |
| 貸倒引当金       | △1,113 | 繰延ヘッジ損益         | △20    |
| 資 産 合 計     | 24,745 | 土地再評価差額金        | 193    |
|             |        | 退職給付に係る調整累計額    | 214    |
|             |        | 純 資 産 合 計       | 10,042 |
|             |        | 負 債 ・ 純 資 産 合 計 | 24,745 |

連結損益計算書  
(2023年4月1日から  
2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目             | 金 額 |        |
|-----------------|-----|--------|
| 売上高             |     | 98,460 |
| 売上原価            |     | 91,782 |
| 売上総利益           |     | 6,678  |
| 販売費及び一般管理費      |     | 5,848  |
| 営業利益            |     | 830    |
| 営業外収益           |     |        |
| 受取利息            | 1   |        |
| 受取配当金           | 83  |        |
| 受取賃貸料           | 174 |        |
| 貸倒引当金戻入額        | 52  |        |
| その他             | 29  | 342    |
| 営業外費用           |     |        |
| 支払利息            | 21  |        |
| 賃貸費用            | 96  |        |
| 為替差損            | 48  |        |
| その他             | 7   | 173    |
| 経常利益            |     | 998    |
| 特別利益            |     |        |
| 投資有価証券売却益       | 45  | 45     |
| 税金等調整前当期純利益     |     | 1,044  |
| 法人税、住民税及び事業税    | 45  |        |
| 法人税等調整額         | △10 | 34     |
| 当期純利益           |     | 1,009  |
| 非支配株主に帰属する当期純利益 |     | －      |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 |     | 1,009  |

## 連結株主資本等変動計算書

(2023年4月1日から  
2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

|                               | 株 主 資 本 |           |           |         |             |
|-------------------------------|---------|-----------|-----------|---------|-------------|
|                               | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 | 利 益 剰 余 金 | 自 己 株 式 | 株 主 資 本 合 計 |
| 2023年4月1日残高                   | 100     | 2,749     | 4,292     | △91     | 7,050       |
| 連結会計年度中の変動額                   |         |           |           |         |             |
| 剰 余 金 の 配 当                   |         |           | △67       |         | △67         |
| 親会社株主に帰属する<br>当期純利益           |         |           | 1,009     |         | 1,009       |
| 自 己 株 式 の 取 得                 |         |           |           | △0      | △0          |
| 自 己 株 式 の 処 分                 |         | 3         |           | 18      | 22          |
| 株主資本以外の項目の連結<br>会計年度中の変動額(純額) |         |           |           |         | －           |
| 連結会計年度中の変動額合計                 | －       | 3         | 942       | 18      | 964         |
| 2024年3月31日残高                  | 100     | 2,752     | 5,234     | △72     | 8,015       |

|                               | そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額  |                     |                       |                               |                                 | 純資産合計  |
|-------------------------------|------------------------|---------------------|-----------------------|-------------------------------|---------------------------------|--------|
|                               | そ の 他<br>有価証券<br>評価差額金 | 繰 延<br>ヘ ッ 損<br>ジ 益 | 土 地<br>再 評 価<br>差 額 金 | 退 職 給 付<br>に 係 る 調 整<br>累 計 額 | そ の 他 の<br>包 括 利 益<br>累 計 額 合 計 |        |
| 2023年4月1日残高                   | 917                    | △18                 | 193                   | 89                            | 1,182                           | 8,232  |
| 連結会計年度中の変動額                   |                        |                     |                       |                               |                                 |        |
| 剰 余 金 の 配 当                   |                        |                     |                       |                               |                                 | △67    |
| 親会社株主に帰属する<br>当期純利益           |                        |                     |                       |                               |                                 | 1,009  |
| 自 己 株 式 の 取 得                 |                        |                     |                       |                               |                                 | △0     |
| 自 己 株 式 の 処 分                 |                        |                     |                       |                               |                                 | 22     |
| 株主資本以外の項目の連結<br>会計年度中の変動額(純額) | 722                    | △2                  | －                     | 124                           | 844                             | 844    |
| 連結会計年度中の変動額合計                 | 722                    | △2                  | －                     | 124                           | 844                             | 1,809  |
| 2024年3月31日残高                  | 1,640                  | △20                 | 193                   | 214                           | 2,027                           | 10,042 |

(連結注記表)

## I 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

### 1. 連結の範囲に関する事項

子会社は(株)京都興産、丸魚食品(株)、(株)大分水産、(株)別府魚市及び大阪東部冷蔵(株)の5社であり、すべてを連結の範囲に含めております。

### 2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の関連会社はありません。

(2) 持分法を適用していない関連会社は大阪府中央卸売市場水産物精算(株)、大分魚函サービス(株)、大分水産物精算(株)であります。

(3) 持分法を適用していない関連会社は、当期純損益及び利益剰余金（ともに持分に見合う額）等に及ぼす影響は軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。

### 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

### 4. 会計方針に関する事項

#### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

##### ① 有価証券

その他有価証券

市場価格のない  
株式等以外のもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない  
株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

##### ② 棚卸資産

主として個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

##### ③ デリバティブ

時価法を採用しております。

#### (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産

(リース資産を除く)

定率法を採用しております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

また、大阪東部冷蔵(株)は建物及び構築物について定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 7～50年

機械装置及び運搬具 6～17年

器具及び備品 3～20年

##### ② 無形固定資産

(リース資産を除く)

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

##### ③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額基準により計上しております。

③ 役員退職慰労引当金

連結子会社の役員に対する退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(4) 退職給付に係る負債の計上基準

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産を控除した額を計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（7年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（7年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理しております。

③ 未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の費用処理方法

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

④ その他の退職給付に係る会計処理の方法

連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

水産物販売事業におきましては、水産物等を顧客に販売する取引は、原則として水産物等が顧客に引き渡された時点において、例外として国内取引かつ出荷から引渡しまでの期間が通常の場合となる場合は水産物等を当社グループが出荷した時点において、履行義務が充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。水産物等を他の当事者によって顧客に提供される様手配する取引は、代理人取引として水産物等が顧客に引き渡された時点において履行義務が充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。

冷蔵倉庫等事業におきましては、冷蔵庫に顧客の物品を保管する取引については、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。冷蔵庫での保管前後に顧客の物品を運搬、仕分する取引については、利用に応じて履行義務が充足されると判断し、サービスを提供した時点で収益を認識しております。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、為替予約取引については、振当処理の要件を充たしている場合は振当処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段

ヘッジ対象

③ ヘッジ方針

為替予約

外貨建金銭債権債務及び予定取引

主に当社の内規である「経理規程」及び「輸出入取引等および外国為替管理基準」に基づき、外貨建取引について、該当部署が実需の範囲内で個別に為替予約を実施し、全体のポジションは経理部門が管理し、為替変動リスクをヘッジしております。ヘッジ手段とヘッジ対象の資産・負債等に関する重要な条件が同一であり、有効性がおおむね100%であることが明らかであるため、有効性の判定は省略しております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

当社はのれんの償却について、その効果の発現する期間を個別に見積り、その期間に応じて定額法により償却しております。

(7) のれんの償却方法及び  
償却期間

なお、償却期間は5年であります。

(8) グループ通算制度の適用

当社及び当社の連結子会社はグループ通算制度を適用しております。

## Ⅱ 連結貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 2,314百万円

### 2. 土地の再評価

土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、2002年3月31日に事業用の土地の再評価を行い、評価差額のうち、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。なお、当連結会計年度末の時価と再評価後の帳簿価額との差額は128百万円であります。

## Ⅲ 連結損益計算書に関する注記

該当事項はありません。

## Ⅳ 連結株主資本等変動計算書に関する注記

### 1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：株)

| 株 式 の 種 類 | 当 連 結 会 計 年<br>度 期 首 株 式 数 | 当 連 結 会 計 年<br>度 増 加 株 式 数 | 当 連 結 会 計 年<br>度 減 少 株 式 数 | 当 連 結 会 計 年<br>度 末 株 式 数 |
|-----------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|--------------------------|
| 発行済株式     |                            |                            |                            |                          |
| 普通株式      | 13,774,819                 | －                          | －                          | 13,774,819               |
| 合計        | 13,774,819                 | －                          | －                          | 13,774,819               |
| 自己株式      |                            |                            |                            |                          |
| 普通株式（注）   | 359,237                    | 49                         | 74,132                     | 285,154                  |
| 合計        | 359,237                    | 49                         | 74,132                     | 285,154                  |

(注) 普通株式の自己株式の増加及び減少は、単元未満株式の買取り請求による増加49株及び譲渡制限付株式報酬としての自己株式処分による減少74,132株によるものであります。

## 2. 配当に関する事項

### (1) 配当金支払額等

| 決議                 | 株式の種類 | 配当の原資 | 配当金の総額 | 1株当たり配当額 | 基準日        | 効力発生日     |
|--------------------|-------|-------|--------|----------|------------|-----------|
| 2023年5月12日<br>取締役会 | 普通株   | 利益剰余金 | 67百万円  | 5円       | 2023年3月31日 | 2023年6月6日 |

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

| 決議                 | 株式の種類 | 配当の原資 | 配当金の総額 | 1株当たり配当額 | 基準日        | 効力発生日     |
|--------------------|-------|-------|--------|----------|------------|-----------|
| 2024年5月13日<br>取締役会 | 普通株   | 利益剰余金 | 80百万円  | 6円       | 2024年3月31日 | 2024年6月6日 |

## V 会計上の見積りに関する注記

### 1. 棚卸資産の評価

#### (1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

商品及び製品 4,755百万円

(通常の販売目的で保有する商品及び製品の収益性の低下による簿価切り下げ額は15百万円)

#### (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループにおける棚卸資産の連結貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定しており、期末における正味売却価額が取得原価を下回っている場合には、当該正味売却価額をもって連結貸借対照表価額としております。

当該正味売却価額は、直近に販売実績があるものは販売実績価額をベースとし、販売実績がないものは市況の変化等を鑑みた見込販売価格をベースとして算出しております。

正味売却価額の見積りには不確実性を伴うため、正味売却価額が想定よりも下回った場合には損失が発生する可能性があります。

## 2. 繰延税金資産の回収可能性

- (1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産 267百万円（繰延税金負債相殺前の金額）

- (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金に対して、将来の収益力を基礎とした将来課税所得の見積りに基づき、繰延税金資産の回収可能性を判断しております。

当社グループが、将来課税所得の見積りを行うに当たり用いた主要な仮定は売上高及び限界利益率であり、限界利益率は、売上高から売上原価及び売上に対して比例的に増減する変動費を控除し算定した限界利益を売上高で除することにより算定しております。

将来の売上高と限界利益率の算定にあたっては、経営者の判断及び見積りの不確実性を伴うものであり、見積りの前提や仮定に変更が生じた場合には、繰延税金資産の回収可能性の判断に重要な影響を与える可能性があります。

## 3. 貸倒引当金の計上

- (1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額 1,127百万円

- (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、貸倒懸念債権等特定の債権に対しては、個別に回収可能性を見積り、債権と見積もった回収可能額の差額である回収不能額を、貸倒引当金として計上しております。

回収可能性の算定にあたっては、担保の処分可能見込額や債務者の支払能力を総合的に判断し、慎重に検討しておりますが、債務者の財政状況の悪化や経済及びその他の状況の変化により、貸倒引当金の追加計上が必要となる可能性があります。

## Ⅵ 金融商品の時価に関する注記

### 1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、短期的な運転資金を銀行等からの借入により調達しております。また一時的な余資については流動性の高い金融資産を中心に運用しております。

売掛金に係る顧客の信用リスクは、当社の販売管理規程及び与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。投資有価証券は主として株式であり、上場株式については経理部門にて四半期ごとに時価の把握を行っており、必要に応じて取締役会に報告しております。

支払手形及び買掛金はそのほとんどが短期間に決済されるものであります。借入金及び社債は、主に営業取引に係る資金調達であり、すべて固定金利のため金利変動リスクはありません。

デリバティブ取引は、外貨建の営業債権債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした先物為替予約取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の連結計算書類作成のための基本となる重要な事項「4.会計方針に関する事項(6) 重要なヘッジ会計の方法」をご参照ください。

### 2. 金融商品の時価等に関する事項

2024年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格がないものは含まれておりません（(注)2. 参照）。

(単位：百万円)

| 勘定科目                  | 連結貸借対照表計上額   | 時価      | 差額 |
|-----------------------|--------------|---------|----|
| (1) 現金及び預金            | 4,339        | 4,339   | －  |
| (2) 受取手形<br>貸倒引当金     | 20<br>△0     | 20      | －  |
| (3) 売掛金<br>貸倒引当金      | 8,987<br>△12 | 8,975   | －  |
| (4) 投資有価証券<br>その他有価証券 | 3,249        | 3,249   | －  |
| (5) 固定化営業債権<br>貸倒引当金  | 951<br>△893  | 58      | －  |
| (6) 支払手形及び買掛金（※1）     | (7,934)      | (7,934) | －  |
| (7) 短期借入金（※1）         | (1,450)      | (1,450) | －  |
| (8) 1年内償還予定の社債（※1）    | (600)        | (600)   | －  |
| (9) 長期借入金（※1、※2）      | (850)        | (848)   | △1 |
| (10) デリバティブ取引（※3）     | △31          | △31     | －  |

※1. 負債に計上されているものについては（ ）で示しております。

※2. 長期借入金には、1年内返済予定の長期借入金の金額を含んでおります。

※3. デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金、(2)受取手形、並びに(3) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

これらの時価については、取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

(5) 固定化営業債権

これらは担保による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(6) 支払手形及び買掛金、並びに(7) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(8) 1年内償還予定の社債、並びに(9) 長期借入金

これらの時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(10) デリバティブ取引

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

2. 非上場株式（連結貸借対照表計上額154百万円）は市場価格がないことから、「(4) 投資有価証券」には含めておりません。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

| 区分       | 時価    |      |      |       |
|----------|-------|------|------|-------|
|          | レベル1  | レベル2 | レベル3 | 合計    |
| 投資有価証券   |       |      |      |       |
| その他有価証券  | 3,249 | －    | －    | 3,249 |
| デリバティブ取引 | －     | △31  | －    | △31   |

## (2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

| 区分         | 時価   |       |      |       |
|------------|------|-------|------|-------|
|            | レベル1 | レベル2  | レベル3 | 合計    |
| 現金及び預金     | －    | 4,339 | －    | 4,339 |
| 受取手形       | －    | 20    | －    | 20    |
| 売掛金        | －    | 8,975 | －    | 8,975 |
| 固定化営業債権    | －    | 58    | －    | 58    |
| 支払手形及び買掛金  | －    | 7,934 | －    | 7,934 |
| 短期借入金      | －    | 1,450 | －    | 1,450 |
| 1年内償還予定の社債 | －    | 600   | －    | 600   |
| 長期借入金      | －    | 848   | －    | 848   |

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

1年内償還予定の社債

1年内償還予定の社債の時価は、元利金の合計額を同様の社債を発行した場合に適用されると想定される利率で割り引いた現在価値で算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、主に一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いた現在価値で算定しており、レベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

取引先金融機関から提示された価格に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

現金及び預金、受取手形、売掛金、固定化営業債権、支払手形及び買掛金、並びに短期借入金

これらの時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっており、レベル2の時価に分類しております。

## Ⅶ 賃貸等不動産に関する注記

当社及び一部の子会社では、大阪府・京都府を中心に、賃貸用マンション、店舗及び駐車場を有しております。2024年3月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は78百万円（賃貸収益は営業外収益に、主な賃貸費用は営業外費用に計上）であります。

また、当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、期中増減額及び時価は次のとおりであります。  
(単位：百万円)

| 連結貸借対照表計上額 |       |       | 期末時価  |
|------------|-------|-------|-------|
| 期首残高       | 期中増減額 | 期末残高  |       |
| 1,621      | △17   | 1,604 | 1,958 |

- (注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。  
2. 期末時価は、不動産評価鑑定基準又はそれに準ずる方法により算定しております。

## Ⅷ 収益認識に関する注記

### 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

|               | 当連結会計年度<br>(自 2023年4月1日<br>至 2024年3月31日) |
|---------------|------------------------------------------|
| 水産物販売事業       |                                          |
| 鮮魚            | 40,538 百万円                               |
| 塩冷その他         | 57,695                                   |
| 冷蔵倉庫等事業       | 227                                      |
| 顧客との契約から生じる収益 | 98,460 百万円                               |
| その他の収益        | － 百万円                                    |
| 外部顧客への売上高     | 98,460 百万円                               |

### 2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

当社グループにおける主な顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、前述の連結計算書類作成のための基本となる重要な事項「4.会計方針に関する事項(5)収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。なお、重要性に乏しいため、「1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」において、履行義務が充足される時期による分解は行っておりません。

当社グループの取引に関する支払い条件は、通常、概ね2ヶ月のうちに支払期日が到来し、契約に重大な金融要素は含まれておりません。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報  
顧客との契約から生じた契約負債の期首残高及び期末残高は、以下のとおりであります。

| 当連結会計年度       |        |
|---------------|--------|
| (自 2023年4月1日  |        |
| 至 2024年3月31日) |        |
| 契約負債（期首残高）    | 93 百万円 |
| 契約負債（期末残高）    | 7 百万円  |

連結貸借対照表上、契約負債は「流動負債」の「その他」に計上しております。契約負債は、期末時点において当社が顧客に商品を引き渡す履行義務を充足する以前に顧客から受け取った前受金の残高であります。

当連結会計年度において認識した収益のうち、期首の契約負債残高に含まれていたものは、93百万円であります。

Ⅸ 1 株当たり情報に関する注記

|               |         |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額  | 744円46銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 75円00銭  |

X その他の注記

(退職金制度の変更)

当社は、2023年11月1日付で退職金制度を変更し、2024年4月1日より最終給与比例方式からポイント制へ改定しております。当該制度変更に伴い、2024年3月期において過去勤務費用(退職給付債務の減額)が70百万円発生しており、従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(7年)による定額法により費用処理(費用の減額)しています。

本連結計算書類中の記載金額は、表示数値未満の端数を切り捨てて表示しております。ただし、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益については、表示数値未満を四捨五入しております。

# 貸 借 対 照 表

(2024年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目                | 金 額           | 科 目                    | 金 額           |
|--------------------|---------------|------------------------|---------------|
| <b>( 資 産 の 部 )</b> |               | <b>( 負 債 の 部 )</b>     |               |
| <b>流動資産</b>        | <b>15,919</b> | <b>流動負債</b>            | <b>9,862</b>  |
| 現金及び預金             | 3,274         | 受託販売未払金                | 72            |
| 受取手形               | 15            | 買掛金                    | 6,528         |
| 売掛金                | 7,511         | 短期借入金                  | 1,450         |
| 商品及び製品             | 4,390         | 1年内償還予定の社債             | 600           |
| 前払費用               | 53            | 1年内返済予定の長期借入金          | 350           |
| 関係会社短期貸付金          | 796           | リース債務                  | 0             |
| その他                | 288           | 未払金                    | 347           |
| 貸倒引当金              | △411          | 未払法人税等                 | 7             |
|                    |               | 未払消費税等                 | 88            |
| <b>固定資産</b>        | <b>5,904</b>  | 未払費用                   | 115           |
| <b>有形固定資産</b>      | <b>2,104</b>  | 賞与引当金                  | 131           |
| 建物                 | 640           | その他                    | 170           |
| 構築物                | 23            | <b>固定負債</b>            | <b>3,300</b>  |
| 機械及び装置             | 17            | 長期借入金                  | 500           |
| 車輛及び運搬具            | 3             | 繰延税金負債                 | 594           |
| 器具及び備品             | 18            | 再評価に係る繰延税金負債           | 276           |
| 土地                 | 1,401         | 退職給付引当金                | 1,474         |
| リース資産              | 0             | その他                    | 455           |
| <b>無形固定資産</b>      | <b>68</b>     | <b>負 債 合 計</b>         | <b>13,163</b> |
| ソフトウェア             | 44            | <b>( 純 資 産 の 部 )</b>   |               |
| 電話加入権              | 7             | <b>株主資本</b>            | <b>6,864</b>  |
| その他                | 16            | 資本金                    | 100           |
| <b>投資その他の資産</b>    | <b>3,731</b>  | 資本剰余金                  | 2,752         |
| 投資有価証券             | 3,025         | 資本準備金                  | 2,749         |
| 関係会社株式             | 506           | その他資本剰余金               | 3             |
| 長期貸付金              | 55            | <b>利益剰余金</b>           | <b>4,084</b>  |
| 破産更生債権等            | 244           | 利益準備金                  | 55            |
| 固定化営業債権            | 951           | その他利益剰余金               | 4,028         |
| その他                | 62            | 繰越利益剰余金                | 4,028         |
| 貸倒引当金              | △1,112        | <b>自己株式</b>            | <b>△72</b>    |
| <b>資 産 合 計</b>     | <b>21,824</b> | <b>評価・換算差額等</b>        | <b>1,796</b>  |
|                    |               | その他有価証券評価差額金           | 1,625         |
|                    |               | 繰延ヘッジ損益                | △22           |
|                    |               | 土地再評価差額金               | 193           |
|                    |               | <b>純 資 産 合 計</b>       | <b>8,660</b>  |
|                    |               | <b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b> | <b>21,824</b> |

損 益 計 算 書

(2023年 4 月 1 日から)  
(2024年 3 月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目          | 金   | 額      |
|--------------|-----|--------|
| 売上高          |     | 87,200 |
| 売上原価         |     | 82,010 |
| 売上総利益        |     | 5,190  |
| 販売費及び一般管理費   |     | 4,661  |
| 営業利益         |     | 528    |
| 営業外収益        |     |        |
| 受取利息         | 9   |        |
| 受取配当金        | 132 |        |
| 受取賃貸料        | 154 |        |
| 貸倒引当金戻入額     | 68  |        |
| その他          | 25  | 389    |
| 営業外費用        |     |        |
| 支払利息         | 22  |        |
| 賃貸費用         | 93  |        |
| 為替差損         | 47  |        |
| その他          | 9   | 171    |
| 経常利益         |     | 747    |
| 特別利益         |     |        |
| 投資有価証券売却益    | 45  | 45     |
| 税引前当期純利益     |     | 793    |
| 法人税、住民税及び事業税 | △74 |        |
| 法人税等調整額      | △16 | △91    |
| 当期純利益        |     | 884    |

# 株主資本等変動計算書

(2023年4月1日から  
2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

|                                                     | 株 主 資 本 |           |                |              |           |                               |              |      |             |
|-----------------------------------------------------|---------|-----------|----------------|--------------|-----------|-------------------------------|--------------|------|-------------|
|                                                     | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 |                |              | 利 益 剰 余 金 |                               |              | 自己株式 | 株主資本<br>合 計 |
|                                                     |         | 資本準備金     | そ の 他<br>資本剰余金 | 資本剰余金<br>合 計 | 利益準備金     | その他利<br>益剰余金<br>繰越利益<br>剰 余 金 | 利益剰余金<br>合 計 |      |             |
| 2023年4月1日残高                                         | 100     | 2,749     | －              | 2,749        | 55        | 3,211                         | 3,267        | △91  | 6,025       |
| 事業年度中の変動額                                           |         |           |                |              |           |                               |              |      |             |
| 剰 余 金 の 配 当                                         |         |           |                |              |           | △67                           | △67          |      | △67         |
| 当 期 純 利 益                                           |         |           |                |              |           | 884                           | 884          |      | 884         |
| 自 己 株 式 の 取 得                                       |         |           |                |              |           |                               |              | △0   | △0          |
| 自 己 株 式 の 処 分                                       |         |           | 3              | 3            |           |                               |              | 18   | 22          |
| 株 主 資 本 以 外 の<br>項 目 の 事 業 年 度<br>中 の 変 動 額 ( 純 額 ) |         |           |                |              |           |                               |              |      | －           |
| 事業年度中の変動額合計                                         | －       | －         | 3              | 3            | －         | 816                           | 816          | 18   | 839         |
| 2024年3月31日残高                                        | 100     | 2,749     | 3              | 2,752        | 55        | 4,028                         | 4,084        | △72  | 6,864       |

|                                 | 評 価 ・ 換 算 差 額 等        |             |             |                  |                      | 純資産合計 |
|---------------------------------|------------------------|-------------|-------------|------------------|----------------------|-------|
|                                 | そ の 他<br>有価証券<br>評価差額金 | 繰延ヘッジ<br>損益 | 土<br>再<br>差 | 地<br>価<br>評<br>額 | 評 価 ・ 換 算<br>差 額 等 計 |       |
| 2023年4月1日残高                     | 910                    | △17         |             | 193              | 1,086                | 7,112 |
| 事業年度中の変動額                       |                        |             |             |                  |                      |       |
| 剰 余 金 の 配 当                     |                        |             |             |                  |                      | △67   |
| 当 期 純 利 益                       |                        |             |             |                  |                      | 884   |
| 自己株式の取得                         |                        |             |             |                  |                      | △0    |
| 自己株式の処分                         |                        |             |             |                  |                      | 22    |
| 株主資本以外の<br>項目の事業年度<br>中の変動額(純額) | 714                    | △5          | －           |                  | 709                  | 709   |
| 事業年度中の変動額合計                     | 714                    | △5          | －           |                  | 709                  | 1,548 |
| 2024年3月31日残高                    | 1,625                  | △22         |             | 193              | 1,796                | 8,660 |

(個別注記表)

## I 重要な会計方針に係る事項

### 1. 資産の評価基準及び評価方法

#### (1) 有価証券

子会社株式及び

関連会社株式

その他有価証券

市場価格のない

株式等以外のもの

移動平均法による原価法を採用しております。

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない

株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

#### (2) 棚卸資産

個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げ方法により算定)を採用しております。

#### (3) デリバティブ

時価法を採用しております。

### 2. 固定資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産

(リース資産を除く)

定率法を採用しております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 7～50年

機械装置及び運搬具 6～17年

器具及び備品 3～20年

#### (2) 無形固定資産

(リース資産を除く)

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

#### (3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

### 3. 引当金の計上基準

#### (1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

#### (2) 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額基準に基づき計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

過去勤務費用は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（7年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（7年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。

4. 収益及び費用の計上基準

水産物等を顧客に販売する取引は、原則として水産物等が顧客に引き渡された時点において、例外として国内取引かつ出荷から引渡しまでの期間が通常の間となる場合は水産物等を当社が出荷した時点において、履行義務が充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。水産物等を他の当事者によって顧客に提供される様手配する取引は、代理人取引として水産物等が顧客に引き渡された時点において履行義務が充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。

5. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、為替予約取引については、振当処理の要件を充たしている場合は振当処理を採用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段

為替予約

ヘッジ対象

外貨建金銭債権債務及び予定取引

(3) ヘッジ方針

当社は主に内規である「経理規程」及び「輸出入取引等および外国為替管理基準」に基づき、外貨建取引について、該当部署が実需の範囲内で個別に為替予約を実施し、全体のポジションは経理部門が管理し、為替変動リスクをヘッジしております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ手段とヘッジ対象の資産・負債等に関する重要な条件が同一であり、有効性がおおむね100%であることが明らかであるため、有効性の判定は省略しております。

## 6. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

- (1) 退職給付に係る会計処理 計算書類における未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の取扱いが連結計算書類と異なっており、個別貸借対照表においては、退職給付債務に未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用を加減した額から年金資産を控除した額を退職給付引当金に計上しております。
- (2) グループ通算制度の適用 当社はグループ通算制度を適用しております。

## Ⅱ 貸借対照表に関する注記

- |                       |        |
|-----------------------|--------|
| 1. 有形固定資産の減価償却累計額     | 944百万円 |
| 2. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務 |        |
| 短期金銭債権                | 140百万円 |
| 短期金銭債務                | 339百万円 |
| 3. 土地の再評価             |        |
- 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、2002年3月31日に事業用の土地の再評価を行い、評価差額のうち、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。なお、当期末の時価と再評価後の帳簿価額との差額は128百万円であります。

### Ⅲ 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売上高

271百万円

営業費用

3,483百万円

営業取引以外の取引高

64百万円

### Ⅳ 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末日における自己株式の総数

(単位：株)

| 株 式 の 種 類 | 当 事 業 年 度<br>期 首 株 式 数 | 当 事 業 年 度<br>増 加 株 式 数 | 当 事 業 年 度<br>減 少 株 式 数 | 当 事 業 年 度<br>期 末 株 式 数 |
|-----------|------------------------|------------------------|------------------------|------------------------|
| 普通株式      | 359,237                | 49                     | 74,132                 | 285,154                |
| 合計        | 359,237                | 49                     | 74,132                 | 285,154                |

注) 普通株式の自己株式の増加及び減少は、単元未満株式の買取り請求による増加49株及び譲渡制限付株式報酬としての自己株式処分による減少74,132株によるものであります。

### Ⅴ 会計上の見積りに関する注記

#### 1. 棚卸資産の評価

##### (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

商品及び製品 4,390百万円

(通常の販売目的で保有する商品及び製品の収益性の低下による簿価切り下げ額は15百万円)

##### (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社における棚卸資産の貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定しており、期末における正味売却価額が取得原価を下回っている場合には、当該正味売却価額をもって貸借対照表価額としております。

当該正味売却価額は、直近に販売実績があるものは販売実績価額をベースとし、販売実績がないものは市況の変化等を鑑みた見込販売価格をベースとして算出しております。

正味売却価額の見積りには不確実性を伴うため、正味売却価額が想定よりも下回った場合には損失が発生する可能性があります。

## 2. 繰延税金資産の回収可能性

### (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産 198百万円（繰延税金負債相殺前の金額）

### (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金に対して、将来の収益力を基礎とした将来課税所得の見積りに基づき、繰延税金資産の回収可能性を判断しております。

当社が、将来課税所得の見積りを行うに当たり用いた主要な仮定は売上高及び限界利益率であり、限界利益率は、売上高から売上原価及び売上に対して比例的に増減する変動費を控除し算定した限界利益を売上高で除することにより算定しております。

将来の売上高と限界利益率の算定にあたっては、経営者の判断及び見積りの不確実性を伴うものであり、見積りの前提や仮定に変更が生じた場合には、繰延税金資産の回収可能性の判断に重要な影響を与える可能性があります。

## 3. 貸倒引当金の計上

### (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 1,524百万円

### (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、貸倒懸念債権等特定の債権に対しては、個別に回収可能性を見積り、債権と見積もった回収可能額の差額である回収不能額を、貸倒引当金として計上しております。

回収可能性の算定にあたっては、担保の処分可能見込額や債務者の支払能力を総合的に判断し、慎重に検討しておりますが、債務者の財政状況の悪化や経済及びその他の状況の変化により、貸倒引当金の追加計上が必要となる可能性があります。

## Ⅵ 税効果会計に関する注記

### 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 の主な原因別の内訳

#### (繰延税金資産)

|                  |           |
|------------------|-----------|
| 退職給付引当金          | 493百万円    |
| 役員退職慰労引当金（長期末払金） | 14百万円     |
| 貸倒引当金            | 510百万円    |
| 賞与引当金            | 51百万円     |
| 減損損失             | 39百万円     |
| 関係会社株式           | 97百万円     |
| 繰越欠損金            | 139百万円    |
| その他              | 120百万円    |
| 繰延税金資産小計         | 1,468百万円  |
| 評価性引当額           | △1,269百万円 |
| 繰延税金資産合計         | 198百万円    |

#### (繰延税金負債)

|               |         |
|---------------|---------|
| その他有価証券評価差額金  | △791百万円 |
| その他           | △2百万円   |
| 繰延税金負債合計      | △793百万円 |
| 繰延税金資産(負債)の純額 | △594百万円 |

上記のほか、「土地再評価に係る繰延税金負債」として計上している土地の再評価に係る繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳は次のとおりであります。

#### (繰延税金資産)

|          |         |
|----------|---------|
| 土地再評価差額金 | 118百万円  |
| 評価性引当額   | △118百万円 |
| 繰延税金資産合計 | —       |

#### (繰延税金負債)

|                |         |
|----------------|---------|
| 土地再評価に係る繰延税金負債 | △276百万円 |
| 繰延税金負債合計       | △276百万円 |
| 繰延税金資産(負債)の純額  | △276百万円 |

## 2. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、グループ通算制度を適用しており、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

## Ⅶ 関連当事者との取引に関する注記

### 1. 親会社及び法人主要株主等

| 種類           | 会社等の名称      | 議決権等の所有<br>(被所有) 割合 | 関連当事者との<br>関 係         | 取引の内容 | 取引金額<br>(百万円) | 科 目   | 期末残高<br>(百万円) |
|--------------|-------------|---------------------|------------------------|-------|---------------|-------|---------------|
| その他の<br>関係会社 | (株) ニ ッ ス イ | 被所有<br>直接32%        | 商 品 の 売 買<br>役 員 の 受 入 | 商品の買付 | 仕入 3,535      | 買 掛 金 | 329           |

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) (株)ニッスイからの商品の買付については、独立第三者間取引と同様の一般的な取引条件にて行っております。

### 2. 子会社及び関連会社

| 種類  | 会社等の名称    | 議決権等の所有<br>(被所有) 割合 | 関連当事者との<br>関 係                      | 取引の内容 | 取引金額<br>(百万円) | 科 目                  | 期末残高<br>(百万円) |
|-----|-----------|---------------------|-------------------------------------|-------|---------------|----------------------|---------------|
| 子会社 | 大阪東部冷蔵(株) | 所有<br>直接100%        | 商 品 の 保 管<br>資 金 の 貸 付<br>役 員 の 派 遣 | 資金の貸付 | －             | 関 係 会 社<br>短 期 貸 付 金 | 673           |

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 大阪東部冷蔵(株)に対する資金の貸付は、キャッシュ・マネジメント・システムを使用しております。  
 契約期間は1年とし、利率は市場金利を勘案して合理的に決定しております。  
 また、取引は同システムにより反復に行っているため、期末残高のみ表示しております。  
 なお、担保は受け入れておりません。
2. 大阪東部冷蔵(株)への関係会社短期貸付金に対し、407百万円の貸倒引当金を計上しております。

Ⅷ 収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

|               | 当事業年度<br>(自 2023年4月1日<br>至 2024年3月31日) |
|---------------|----------------------------------------|
| 水産物販売事業       |                                        |
| 鮮魚            | 38,537 百万円                             |
| 塩冷その他         | 48,663                                 |
| 顧客との契約から生じる収益 | 87,200 百万円                             |
| その他の収益        | － 百万円                                  |
| 外部顧客への売上高     | 87,200 百万円                             |

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

当社における主な顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、前述の重要な会計方針に係る事項「4.収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。なお、重要性に乏しいため、「1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」において、履行義務が充足される時期による分解は行っておりません。

当社の取引に関する支払い条件は、通常、概ね2ヶ月のうちに支払期日が到来し、契約に重大な金融要素は含まれておりません。

3. 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

顧客との契約から生じた契約負債の期首残高及び期末残高は、以下のとおりであります。

|            | 当事業年度<br>(自 2023年4月1日<br>至 2024年3月31日) |
|------------|----------------------------------------|
| 契約負債（期首残高） | 93 百万円                                 |
| 契約負債（期末残高） | 7 百万円                                  |

貸借対照表上、契約負債は「流動負債」の「その他」に計上しております。契約負債は、期末時点において当社が顧客に商品を引き渡す履行義務を充足する以前に顧客から受け取った前受金の残高であります。

当事業年度において認識した収益のうち、期首の契約負債残高に含まれていたものは、93百万円であります。

Ⅸ 1株当たり情報に関する注記

|               |         |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額  | 642円04銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 65円66銭  |

## X その他の注記

### (退職金制度の変更)

当社は、2023年11月1日付で退職金制度を変更し、2024年4月1日より最終給与比例方式からポイント制へ改定しております。当該制度変更に伴い、2024年3月期において過去勤務費用(退職給付債務の減額)が70百万円発生しており、従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(7年)による定額法により費用処理(費用の減額)しています。

---

本計算書類中の記載金額は、表示数値未満の端数を切り捨てて表示しております。ただし、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益については、表示数値未満を四捨五入しております。

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

### 独立監査人の監査報告書

2024年5月20日

株 式 会 社 大 水  
取 締 役 会 御 中

EY新日本有限責任監査法人  
大 阪 事 務 所

指定有限責任社員 公認会計士 和田林 一毅  
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 小林 謙一郎  
業 務 執 行 社 員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社大水の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社大水及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2024年5月20日

株式会社大水  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人  
大阪事務所

|                    |       |        |
|--------------------|-------|--------|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 和田林 一毅 |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 小林 謙一郎 |

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社大水の2023年4月1日から2024年3月31日までの第89期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。))について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第89期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月20日

|              |   |   |       |
|--------------|---|---|-------|
| 株式会社         | 大 | 水 | 監査役会  |
| 常勤監査役(社外監査役) | 齋 | 藤 | 守 ⑩   |
| 監査役(社外監査役)   | 百 | 々 | 季 仁 ⑩ |
| 監査役(社外監査役)   | 田 | 中 | 豊 ⑩   |

以 上

# 第 89 回 定時株主総会 会場ご案内図

## 場所

大阪市福島区野田二丁目13番9号  
大水野田ビル3階 当社会議室



## 最寄駅のご案内



電車

地下鉄 千日前線  
「玉川」駅下車

⑥番出口 徒歩約10分

JR 大阪環状線「野田」駅下車  
徒歩約10分

## お願い

- お車でのご来場はご遠慮願います。
- 開会時刻間際は受付が大変混雑いたしますので、お早めにご来場ください。
- 株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

UD  
FONT

見やすいユニバーサルデザイン  
フォントを採用しています。

